

日本帝國修身鑑  
尋常小學校  
生徒用

242



K120.1

50

1

不認定等



北村禮藏編輯

日本帝國修身鑑

明治廿六年  
第七月刊行

北村氏藏版

日本帝國修身鑑

例言

一此書ノ主要ハ盡ク 勅語ニ準據ス故ニ啻ニ小學生徒ノミナラス日本臣民タル者ノ共ニ遵守スヘキ者ナルヲ以テ特ニ日本帝國修身鑑ト題ス

一此書 勅語中ノ孝悌忠信ヲ主トシ就中重キヲ孝道ニ措ク所以ハ孝ハ萬善ノ本諸行ノ由テ生スル所ニシテ孝道ノ根本鞏固ナレハ諸行ノ枝葉ハ自ラ繁茂スト知ルヘシ

一此書 勅語ヲ反覆教授スルヲ以テ自ラ重複ナキヲ免レス然レドモ易ヨリ難ニ入り簡ヨリ繁ニ進

ムノ順序ナレバ是亦已ムヲ得サルモノトス  
一毎章 勅語ニ曰クヲ掲タル所以ハ後來我國ノ修

身ハ 勅語ニ據ラサルベカラサルノ意ヲ貫徹セシムルニ外ナラズ

一勅語ノ前ニ於テ 皇祖ト國體トノ事ヲ舉グル所  
以ハ元來日本臣民タル者ノ晨ニ記臆スヘキ事ニ  
シテ 勅語ヲ待テ後知ルベキ者ニ非ス然ルニ近  
世動モスレハ自國ヲ輕視シ他國ヲ敬慕スルノ風  
アルハ全ク自己ノ國體如何ト 皇祖ノ恩威如何  
トヲ識ラサルニ歸因セズンバアラス是微意ノ存  
スル所トス

一此書専ラ事實行為ヲ了解セシムルニアリテ文字  
ヲ教エルノ主意ニ非ゞ然レドモ書中少シニテモ  
生徒自ラ讀得ル文字アル時ハ大ニ心ニ樂ミヲ生  
ズル者ナルヲ以テ第十五課迄ハ片假名ヲ以テ之  
ヲ書ス是讀書入門ノ順序ニ從フ者トス

一書中難字ニハ大抵假名ヲ施ス所以ハ生徒文字ヲ  
覺ヘル為メニ多ク腦力ヲ費シ却テ事實ニ疎漏ヲ  
來スガ如キハ修身教授ノ本旨ニ非ス故ニ文字ノ  
如キハ之ヲ讀書科ニ讓ル

一一年生ニハ大抵假名ヲ施ス所以ハ生徒文字ヲ  
學識授シ三年生ニ至リ 勅語ノ全體ヲ概説シ四

年生ニ於テ 勅語中要用ノ語ニ就テ之ヲ

摘要授シ四年生ニ至リ 勅語ノ全體ヲ概説シ四

年生ニ至リ諸德雜箴ヲ交互摘示シテ以テ 勅語  
ノ意ヲ鞏固ナラシム

一此書カノテ課目ヲ減シ時間ニ餘裕ヲ與フルハ專  
ラ反覆丁寧ヲ要シ其多ニシテ疎ナランヨリハ寧  
ロ寡ニシテ精ナランコトヲ欲スレバナリ

一普通科ノ教授ハ素ヨリ男女ノ區別ナシト雖モ其  
性質上ヨリ之ヲ考フレハ多少差違ナキ能ハス故  
ニ間々女子訓誡ノ條ヲ挿入スルハ編者ノ婆心ニ  
外ナラズ

日本帝國修身鑑卷之一 生徒用  
北村禮藏編

第一章 第一課

書ヲヨムトキノコ、口工  
スベテ。書ヲヨムトキハ心  
ヲシヅメ。身ヲ正<sup>タクシ</sup>クスベシ。

## 第二課

修身トハ。身ヲオサムルコト。  
身ヲオサメント欲セバ。マ  
ジ。ソノコロヲタダシク  
スベシ。  
古人モ。心正タシテ。ノチ。身オ  
サマルトイヘリ。



第三課

皇祖

クワウ  
オホ  
コオヤ

天テラス。オホミ神ニシテ。  
ソノトク。クワウダインアル  
ニヨリ。ユレヲ日ニ配シ。稱  
シテ。日神トマヲス。



## 第四課

### 國體

コクタイ

ワガクニハ。神代カミヨノムカシヨリ。今ニイタルマデ。アマツ日ツギハ。カハルコトナク。地球上キウシャウナラビナキタニトシルベシ。

給立橋ノ神ノ誓諾伊  
フチニ浮天二冊伊誓



## 第五課

### 勅語

明治二十三年十月。

今上天皇ノミコトノリニ  
シテ。ワレ等人民ノトモニ  
ツ、シミ。マモラネバナラ  
ヌモノデアリマス。



## 第二章

### 第六課

勅語ニ曰ク。我臣民克ク忠ニ。  
忠トハマコ、口ヲ以テ。國ト君トニツクスヲイフ。  
古語ニ曰ク。君ニツカヘテ。ヨクソノ身ヲ致ス。

神勅請ヲ  
神廟宇清和氣  
佐磨清和氣  
請ヲ

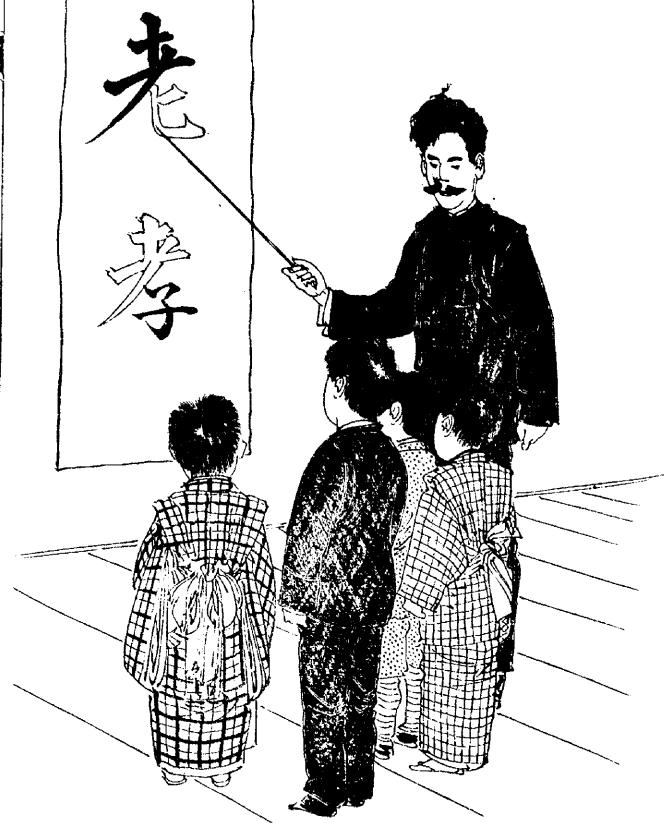


## 第七課

孝

孝トハ。父母ノコ、ロヲヤ  
スンズルニアリ。  
爾雅ニ曰ク。ヨク父母ニツカ  
フルヲ孝トイフ。

教説ノ字ノ孝ノ教説  
ナ明ヲス



第八課

父母ノコヽロヲヤスンゼン  
ト欲セバツネニ。父母ノカ  
タハラニ居テ。ウヤマヒ。ツ  
カフベシ。  
古語ニ曰ク。父母イマセバ。ト  
ヲク。アソバズ。



# 晨省昏定 第九課

朝ハヤク起。力ホヲアラヒ。  
衣服ヲトヽノヘ。父母ノキ  
ゲンヲ同。ノ。晨省ト。イヒ。夜  
ハオソク寐。父母ニ。アイサ  
ツスルヲ。昏定トイフ。

久米古町次幼定惰ズ  
留原賀庄郎時省ラ



第十課

父命ジテ召バ。唯シテ諾<sup>ダク</sup>セズ。  
 父召タマヘバ。タゞチニユクベシ。親ニツカフルノ道ハ。  
 男女コトナルコトナシトイヘドモ。女子ハ。トリワキ。スナホナルベシ。



## 第十一課

出レバ必告シ。反レバ必面ス。  
 學校へユクトキ。又ハ反シス。  
 トキハ必父母ニ。ツグベシ。  
 途中ニテ。アソブベカラズ。  
 モシ。遊ント思バ。一旦タクベシ。  
 リテ。父母ノ許モルシ。ラウクベシ。

桂村安藝國  
 農貞右ノ  
 衛門ノ  
 二男傳  
 藏遊戯  
 二耽ラ  
 病母ノ  
 二侍ス



第十二課

往ニコミチニヨラズ。  
丸路ヲユクトキ。牛馬人カ  
車又ハ馬車等ノキタルト  
キハ。早クサクベシ。路ハ近ト  
トモ。畔路等ヲ往ベカララズ。  
古語ニ曰ク。君子ハ危キニ近  
ラズ。



イタヅ  
ラナル  
童子親  
ノ誠ヲ  
泥田ヘ  
キカス  
泥田へ  
スベリ  
辻シ所

## 第十三課

父母愛シタマヘバ。喜ビテワ  
 スレズ。父母惡ミタマヘバ。オ  
 ソレテウラムルコトナシ。  
 父母ノ恩ハ。海ヨリモフカ  
 ク。山ヨリモタカシ。海山ハ  
 カギリアレドモ。父母ノ恩ハ  
 ハ。カリナシ父母ノ教ハ

ソムクベ  
 ルミハ。母カラ  
 テ。ツノノ誠ズ。父  
 ラスシメ父ベ  
 ズ。

子の語を授け其賢愚の訓教子ふふの試を試む



第十課

身體 シン 髮 タイ 膚 ハツ 父母 ブノウ 二ウケ。敢 アエ テ 獣 キ  
傷 シヤウ セザルハ。孝ノ始メナリ。  
我身ハ。父母ノ。ノコシタマ  
ヘル。カラダナレバ。カリソ  
ミニモ。ツ、シミニ。ツ、シ  
ミヲ。クハヘ。身ヲ大切セキ  
ニ保タモ。

古人モ。父 ツベシ。  
在 イマ。我身バ。敢 アエ 母  
リトセズ。トイヘリ。

答ふ ひよ き母 の母 の問 きの 灸す るこ 幼時 キヨシ 均圓 キヨウエン 宮崎 キヤギ



烏

ニ。反哺ハシボノ孝行カウイアリ。

カラスハ常ツネニ。人ノ惡ムト  
リナレドモ。ヨク。親オヤノ恩オカヲ  
ワスレズ。成長セイチヤウノ後ハ。親ヲ  
ヤシナヒカヘス。トリデア  
リマス。

古語ニ曰  
ク。人ト曰  
シテ。ト曰  
カ。シト曰  
リニ。ト曰  
ベケンルシト曰  
ヤ。

子。鳥親。鳥親。鳥親。鳥親。鳥親。



### 第三章

#### 第十六課

勅語ニ曰ク。兄弟ニ友ニ  
兄弟ハ。父母の血肉をわけ。  
同根連枝のものにして。其の  
氣の連なること。なほ。十本の  
ゆびのごとくなれば。たが  
ひに。なかよく。おたぐむべ。

田兄三弟人荊眞  
枯樹紫葉死の見る驚く



ノ

第十七課

鳩に三枝の禮儀あり。  
兄は父に次ぎて貴び敬ふ  
べし。よく兄に事へてもど  
らざるを懼る。弟を愛  
して。むつまドキを友とい  
ふ。鳩は鳥なれども。よく長

筑前郡上庄兄弟衛門に事へて  
なり。本村右門へ悌妻後



幼の禮を志れり。古語に曰く。兄弟は左右の手の如し。

第十ハ課

莊子に云く。人の兄たるものには。よく。其弟を教ゆ。兄は。弟わいとを愛わいいいたはり。言ひふと。ころ。れこなふと。ころ。弟

北泰時條産に諸弟財をかあか與あたふ



の手本となるやう。むつま  
しく。れーへみちびくべー。  
弟こゝころにもならば。身  
の立つやうにすべー。

第十九課

兄弟は。女子も。男子も。こゝな  
ることなーといへども。父  
母に孝行なる女は。よめい

張公藝  
九世同居唐の高宗に恩の字  
百餘を書いて奉る



り一たる後も必舅姑によ  
くつかへ家にあるとき。妹  
と。なかよくして義あれ  
ば。よめいり一てのちも。か  
ならず。あいよめど。よく。一  
た一むものなり。

## 第四章 第二十課



勅語ニ曰ク。朋友相信ジ。

朋友の間信を主<sup>トモ</sup>。禮を  
以て交<sup>トメ</sup>るべし。禮あつけれ  
ば争<sup>あらう</sup>ひなし。喧嘩<sup>喧嘩</sup>口論は必  
無禮よりれども。人に交る人  
に禮義正く。丁寧なれば人  
と我との間滯<sup>滞</sup>りなく。和<sup>ハ</sup>き  
睦<sup>むつまつ</sup>きものなり。

## 第二十一課

いとけなき時より。心ばへ。  
さくすなほなる友に交や  
りがはき友に近<sup>ちか</sup>ようもみだ  
からず。水は方圓<sup>かたわん</sup>の近<sup>ちか</sup>  
に志たがひ。人は善<sup>ぜん</sup>惡<sup>あく</sup>の  
友によることいへり。

吳舉人廷友羅が病を癒す



古語に曰く。其人を知らんと  
欲せば。其友を見よ。

第二十二課

友とは。其徳を友とするなり。  
挾むことあるべからず。  
人と。友たらんと欲せば。先  
づ。其人の徳を見て。交るべ  
し。我に長ずる所ありとも。

貴き位ありとも威勢ある兄弟ありとてす。唯先の色に顯べからず。人す。

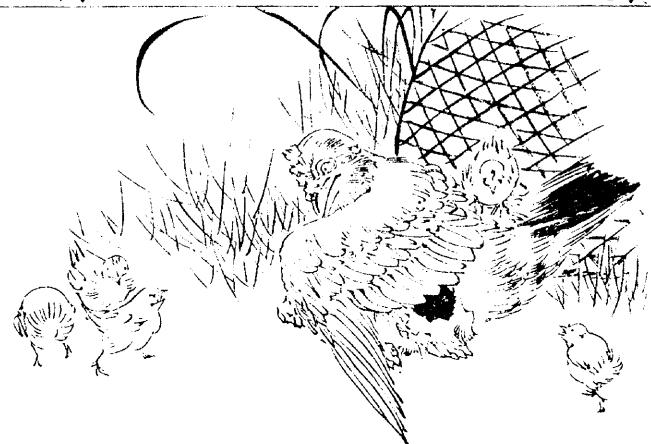
忠常道真菅原藤原平信問所に調の通す



の徳を敬ひ交ふべし。若色にあらはし。あるひは人にれごる心あるときは。徳ある人は友なはぬ者なり。  
支那唐の代に董召南といへ  
る人あり。家に畜ところの犬。子をうみトが。食をもこ  
第十二十三課

めにて。他處  
にいつる  
どきは。蟲  
來りて。蟻  
ばみ。犬の子  
子にあた  
ふれじ。  
も。

鷄翼を以て犬の子を覆ひ親犬の親を待つ



くらはざれば。鷄かなーみ  
うれひて。己がつはさを以  
て。犬を覆ひ。母犬のかへる  
を待しといへり。これ。一家  
のうち。畜はれたるを以  
て。共に。友義をつくすもの  
といふべし。

## 第二十四課

孟子曰く。善を責るは。朋友の道なり。

善人ニ同トく處れば。日々に。よき教へをきく。惡人に。志たがひあらべば。日々に。よこしまのこゝろを生ず。されど。麻間のよもぎは。たすけざりも。わのづから直し。白き。

古忠語に曰く。沙縑に入れずして。乃め入黒沙縑。沙縑には。沙縑に。これを善てく。忠告に曰く。周良憲を見。後漢戴黄冠。自失す。と。毎に。自然と。見。良憲を戴。見。良憲を戴。



徐賀が尉を送るを賀の臨にせらるる



導<sup>たす</sup>し。きかざれば止<sup>や</sup>む。自<sup>みづか</sup>ら辱<sup>はなぶ</sup>むること毋<sup>な</sup>れ

第二十五課

朋友の交りは。仁をたすくる  
徳にて。信を以て。司<sup>つかさど</sup>る習  
ひなるに。友の。我に。信を以  
て。來り交らむことを願ふ  
如く。先づ。こなたより信を

ほゞこゝ交ふべし。然るに。  
人には信をもちきたれか  
一といひて我より更に信  
を守り。交ふことを知らぬ  
人多い。

## 第五章

### 第二十六課

勅語二曰ク夫婦相和シ

郤にきに田の妻蹲進食をむ



夫は。和義を以て。妻をいざ  
なふを道とす。和とは。親み  
和合する徳なり。義とは。道  
理小志たがひて。非道をえ  
らびずつる徳なり。  
禮に曰く。夫婦和するとは。家の  
肥るなり。

第二十七課

妻は。順正の三徳を以て。夫に  
事ふるを本とす。順とは。心  
たて柔和にして。もの言い。  
顔ふり立ちふるまいまでも。  
やはらかに志たがふ徳な  
り。正とは。義理作法をたゞ  
しく守り。人にたごり。たか  
ぶるこなき徳なり。

三宅尚  
齋の妻  
田代氏  
夫の留  
守中困  
苦にて  
姑及び  
二子を  
養育す



禮に曰く。和順中に積て。英華  
外に發す。

第二十八課

家を善く保つと。保たざると  
は。夫の徳不徳のみにあら  
ず。又妻の行ひの。善惡によ  
るものなり。古人も。家貧り  
くして。良妻をれもふとい

宜いけり。夫は外をたさめ。妻は内をたさむが。職よく勤儉なり。

氏の湯浅妻瑠璃夫の病を看護す



なれども妻もし放逸にて。たこたりつとめず。たごりて儉やくならざれば。家をたもちがだきものと志るべし。

日本帝國修身鑑卷之一 生徒用

版權所有

明治廿六年七月廿九日印刷  
全 年八月一日發行

編輯者

北 村 禮 藏

神奈川縣三浦郡三崎町字日出拾壹番地

東京市神田區錦町三丁目拾六番地

印刷者

新 山 七 之 助

東京市墨橋區本町四丁目拾六番地

賣捌所

文 學 社

